

日中間取引の契約書に係る印紙税について

中国現地法人が日本親会社やその他の日本企業との間における取引について契約書を作成した場合、当該契約書の印紙税が中国のみならず、日本でも課税対象となる可能性がありますので十分留意する必要があります。

そこで、今回は中国及び日本双方の印紙税の取り扱いについて概要をご説明いたします。

1. 中国における印紙税課税

(1) 納税義務者

中華人民共和国印紙税暫行条例に定める文書を作成し、又は受領する組織及び個人が、印紙税の納税義務者とされています。

(2) 課税範囲

中国国内で法的効力を有し、中国法の保護を受ける文書は、中国国内或いは国外のいずれで作成されたにかかわらず、課税対象とされています。

(3) 主な課税対象文書及び税率

課税文書種類	課税標準	税率
売買契約書	売買金額	0.03%
加工請負契約書	加工賃又は請負金額	0.05%
建築据付工事請負契約書	請負金額	0.03%
財産賃貸借契約書	賃貸借契約金額	0.1%
貨物運輸契約書	運輸代金	0.05%
金銭消費貸借契約書	借入金額	0.005%
技術契約書	記載金額	0.03%
所有権移転契約	記載金額	0.05%

2. 日本における印紙税課税

(1) 納税義務者

印紙税法に定める課税文書を作成したときに納税義務が成立し、その作成者が納税義務を負うこととされています。

(2) 作成時期

課税文書の作成時期は、以下の区分に応じて判定されます。

作成	作成時期	例
相手方に交付する目的で作成される課税文書	交付時	手形・株券・出資証券・預金証書・

		貨物引換証・船荷証券・受取書・請書等
契約当事者の意思の合致を証明する目的で作成される課税文書	証明の時	各種契約書、協定書、約定書、合意書、覚書等
一定事項の付込みを証明することを目的として作成される課税文書	最初の付込み時	預金通帳、その他通帳等

(3) 課税範囲

日本の印紙税は、日本国内で作成された課税文書のみ課税対象となります。つまり、外国で作成された課税文書は日本の印紙税の課税対象とはなりません。

具体的には、契約書の場合、契約当事者双方において意思の合致を証明する目的で作成するものであり、意思表示として契約書に署名捺印を行うものであることから、最後に署名捺印をした場所が国内であれば、国内で作成された課税文書となります。

このため、日本企業が先に契約書へ署名捺印をし、中国企業に契約書を送付し、中国企業が中国国内において署名捺印をしている場合には、日本での印紙税は課税されません。逆に、先に中国企業が署名捺印し、日本企業が日本において署名捺印をしたことで契約書が作成された場合には、日本で作成されたものとして日本の印紙税が課税されることとなります。

(参考) 請負契約書の印紙税

契約記載金額 100万円以下	200円
〃 100万円超 200万円以下	400円
〃 200万円超 300万円以下	1,000円
～ 〃 50億円超のもの	600,000円

3. まとめ

一般的に日中間取引においては中国側での印紙税課税は逃れられませんが、中国側で最終的に署名捺印することで契約書が作成されている場合には、日本の印紙税は課されませので、双方の署名捺印日を明記し、作成日(場所)を中国であることを特定できるようにしておくことが肝要です。(以上)